

コンビニ交付サービスの概要及び 全項目評価書（素案）の主な変更内容

I コンビニ交付サービスの概要

コンビニ交付サービスとは

全国のコンビニエンスストア等※で住民票の写しなどを取得できるサービス

※キオスク端末（マルチコピー機）が設置されている店舗に限ります。
（平成29年3月末現在、全国で約53,000店舗、区内で約330店舗）

区では **30年12月** 開始予定

利用するためには

マイナンバーカードが必要



※カードに格納されている**利用者証明用電子証明書**によって本人特定を行います。

取得できる証明書

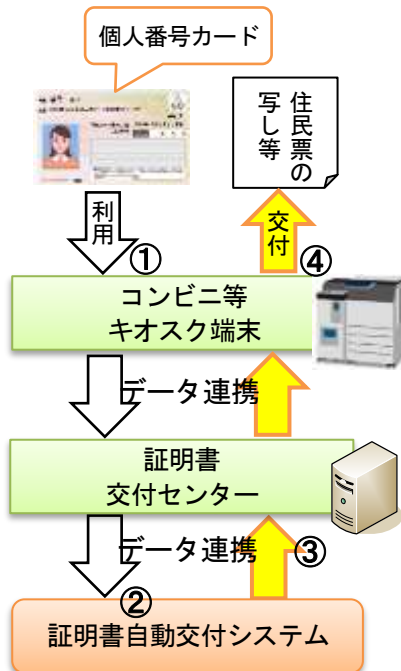
- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- 課税・非課税証明書
- 納税証明書

利用できる時間

毎日 **6:30～23:00**
※年末年始・メンテナンス日を除きます。

II 全項目評価書（素案）の主な変更内容

- 1 新たに全項目評価の対象となるコンビニ交付サービスに係る事務の内容やシステムについて追記（評価書P5、P8、P9）



【コンビニ交付サービスの流れ】

- ① 個人番号カードを利用して、コンビニ等に設置されているキオスク端末※から住民票の写し等の各種証明書の発行を要求します。
- ② 発行要求に基づき、区の証明書自動交付システムにおいて、対象者の証明書データを作成します。
- ③ 証明書データは、地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターを経由してキオスク端末に送付されます。
- ④ キオスク端末から住民票の写し等の各種証明書を交付します。

※キオスク端末とは

タッチパネルなどの簡単な操作で様々なサービスを利用できる端末装置で、コンビニ交付サービスではマルチコピー機が利用されています。



- 2 コンビニ交付サービスにおける証明書データの不保持について追記（評価書P18）

- (1) 証明書交付センター（地方公共団体情報システム機構）
サーバにおいて、証明書データを保持しない仕組みとなっています。
- (2) キオスク端末（コンビニ事業者）
証明書発行後は速やかにデータを消去し、保持しない仕組みとなっています。

3 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的・技術的対策について追記（評価書P 4 4）

（1）物理的な対策の内容

ア 証明書交付センターにおける措置

サーバはセキュリティの確保されたデータセンターに設置され、入退室管理を厳格に行います。

イ キオスク端末における措置

端末は施錠されており、端末保守員以外の者は開錠できません。

（2）技術的な対策の内容

ア 証明書交付センターにおける措置

証明書自動交付システムとの間では行政専用のネットワーク（LGWAN）回線、キオスク端末との間では専用回線でそれぞれ接続し、通信の閉域性を確保することで第三者からのアクセスを排除するほか、通信内容を暗号化しています。

イ キオスク端末における措置

証明書のデータについては、発行後速やかにセキュリティソフトによって自動的に消去されます。また、パスワードにより端末保守員以外の者はプログラムにアクセスすることができません。

4 3以外の対策について追記（評価書P 4 5）

【キオスク端末における措置】

- （1）個人番号カード取り忘れ防止のため、カードを取り外さないと端末を操作することができません。
- （2）証明書取り忘れ防止のため、画面や音声等による警告を行い、注意を促しています。
- （3）万一証明書を取り忘れた際は、コンビニの従業員等が遺失物として警察に届けます。